

第 8 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成24年11月21日

(平成23年度決算)

(審査取りまとめ)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成24年11月21日(水曜日)

午前10時4分開議

午前10時19分閉会

本日の会議に付した事件

審査結果の取りまとめ

- ・決算特別委員長報告の章立てについて
- ・「第3 歳入確保と予算執行」について
- ・「第4 施策推進上改善または検討を要する事項等」について

出席委員(12人)

委員長 井手 順 雄
副委員長 池田 和 貴
委員 西岡 勝 成
委員 荒木 章 博
委員 重村 栄
委員 佐藤 雅 司
委員 西 聖 一
委員 早田 順 一
委員 浦田 祐三子
委員 高野 洋 介
委員 東 充 美
委員 前田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

出納局職員出席者

会計課長 福 島 裕

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博
議事課参事 小 池 二 郎

午前10時4分開議

○井手順雄委員長 おそろいになりましたの

で、ただいまから、第8回決算特別委員会を開会いたします。

これまで、第2回委員会から合計6回にわたって、部局ごとの審査を行ってまいりましたが、本日は、決算の認否及び委員長報告に向け、審査結果の取りまとめを行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、委員長報告の章立てについてお諮りします。

お手元に配付しております資料の中の(案の1)のとおり、昨年と同様、5章立てで作成したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしということであります。

次に、5章のうち、「第3 歳入確保と予算執行」及び「第4 施策推進上改善または検討を要する事項等」についてお諮りします。

内容は、それぞれ(案の2)、(案の3)のとおりであります。

これは、これまでの部局ごとの審査において、各委員から指摘、発言いただきました多数の意見、要望につきまして、できるだけ委員会の総意となるよう留意しながら、重点を絞って取りまとめたものでございます。

なお、ここで取り上げなかった項目につきましては、委員会会議記録に記載されますほか、当然、執行部において改善、検討が行われるものと考えております。

まず、(案の2)「第3 歳入確保と予算執行」であります。これは総論に当たる部分であり、各部局に共通する重要な点について取りまとめ、本委員会の基本的考えを示したところであります。

次に、(案の3)「第4 施策推進上改善または検討を要する事項等」については、各論に当たる部分であり、各部局に関する事項について取りまとめたものであります。

それでは、まず、それぞれの(案)を担当書記に朗読させます。

○徳永議事課課長補佐 朗読いたします。資料の2ページをお願いいたします。(案の2)でございます。

第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、歳入確保のうち、収入未済の解消については、関係部局の取り組みにより一定の成果は認められるものの、一般会計で約59億円、特別会計全体で約34億円が収入未済となっております。また、国庫補助事業の一部については、執行部による国への働きかけにもかかわらず、長年にわたり県の超過負担が生じております。

これらの点について、歳入確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収と、国に対してこれまで以上に強く改善措置を求めるよう指摘したところであります。

次に、予算の執行については、厳しい財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められますが、多額の不用額を出している事業や多くの繰越事業が発生しており、一方では、地域経済の振興や県民の生活・健康等に直結する事業について、一層の充実が必要と思われる事例が見受けられました。

これらの点について、限られた財源をより効果的に活用するためにも、次年度の予算編成及び執行に当たっては、現場の状況を的確に把握するとともに、さらに工夫を重ねるよう指摘・要望したところであります。

以上、平成23年度決算の全般的な事項に

ついて申し上げましたが、本県財政は、数次にわたる行財政改革の取り組みにより改善傾向にあるものの、依然として厳しい状況が続いており、国の地方財政対策や後退局面に入ったと言われる経済の動向によっては、さらに厳しい財政運営を強いられるおそれがあります。

今後は、一層の財政健全化とともに、本県の取り組みの基本方針「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の着実な推進、並びに熊本広域大水害からの復旧・復興に向け、歳入面では税収の確保、未収金の早期解消等に、歳出面では一層の事務事業の見直しと効率的・計画的な執行に取り組むよう、求めるものであります。

続きまして、4ページ、(案の3)でございます。

第4 施策推進上改善または検討を要する事項等

審査の過程において各委員から出されました、施策推進上改善または検討を要する事項等について申し上げます。

【共通】

1 収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。

(総務部、健康福祉部、環境生活部、商工観光労働部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部)

2 用地取得や関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由により多数の事業繰越が発生しており、より効率的・計画的な事業執行を行い、可能な限り事業繰越が生じないように努めること。

(健康福祉部、商工観光労働部、農林水産

部、土木部、教育委員会)

- 3 行政文書の管理について、支出負担行為書等の書類の紛失が発生しており、熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき、文書を適切に保管、管理すること。

(企画振興部、教育委員会)

【総務部】

- 4 個人県民税に係る特別徴収実施事業所の指定率のアップに向けてより積極的に取り組み、個人県民税徴収の一層の強化を図ること。

【企画振興部】

- 5 地域づくり“夢チャレンジ”推進事業については、市町村や地域団体などの主体的な取り組みを総合的に支援するものとして期待が大きいことから、今後とも市町村等の意見・要望を踏まえながら企画の段階から積極的なアドバイスを行うなど、一層効果的な事業の展開を図ること。

- 6 阿蘇の世界遺産登録を推進するため、景観保全等の重要性について地元住民や経済団体等に周知し、住民の機運醸成等を含めたさらなる取り組みを行うこと。

【健康福祉部】

- 7 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業及び不妊対策事業について、それぞれ相当額の不用残が生じているが、当該事業に対する県民の潜在ニーズは高いと思われることから、相談窓口の周知等に努め、より一層事業の有効活用を図ること。

- 8 生活保護費返還徴収金の未収額は年々

増加傾向にあるが、返還徴収金の発生を抑制するため、生活保護受給者に対する的確な指導、生活実態の把握により、保護の適正実施に努めるとともに、悪質な不正受給者については厳正に対処すること。

- 9 特定疾患治療費補助については、国の予算額不足により県費持ち出しが常態化しており、県負担額の一層の増加が懸念されることから、国に対して必要な予算額の確保をこれまで以上に強力に要請すること。

【環境生活部】

- 10 飲酒運転を根絶するためには、県民への啓発を継続して行っていくことが重要であり、限られた予算の中で、県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業などに取り組んでいるが、さらに啓発事業の一層の充実を図ること。

【商工観光労働部】

- 11 厳しい経済情勢が続く中、本県への企業誘致を進めるため、市町村とも連携し、進出を検討する企業から魅力が感じられるような効果的な支援策を策定すること。

【農林水産部】

- 12 林業・木材産業改善資金助成金について、予算額に比較して貸付実績が極めて低調であり、林業・木材産業を取り巻く環境の厳しさに十分留意し、適切な利用が図られるよう関係者への周知等の徹底に努めること。

【土木部】

- 13 県内企業育成のため、県外企業とのJ Vを活用して技術力・施工能力の向上を

図ること。また、中小企業振興基本条例に基づき、中小企業の振興の観点から工法や資材などを検討し、できるだけ県内企業で施工できるように努め、あわせて下請け工事の県内企業への発注について業界への指導を徹底すること。

- 14 県営住宅使用料の未収金については、さまざまな努力の結果、経済情勢が厳しさを増す中で相当の金額が減少しているが、無断退去者等に対しても徹底した所在調査等を行い、引き続き未収金解消に向けて対策の推進を図ること。

【教育委員会】

- 15 スポーツの振興・競技力向上のため、小学校から中学、高校、大学まで一貫した選手育成や関係団体と連携した取り組みを進めること。

【企業局】

- 16 有明、八代工業用水道事業は、依然として多量の未利用水を抱え、厳しい経営状況が続いており、今後他県と共同して国への財政支援等の働きかけを強めるとともに、庁内関係部局との一層の連携を図り、着実な経営改善に努めること。

以上でございます。

○井手順雄委員長 ただいまの(案)について、御意見をお願いしたいと思います。

何か御質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 13の土木部たいな、この間からちょっと思いよったとぼってん、「県内企業育成のため、県外企業とのJVを活用して」という文言と、その下のほうには「中小企業振興の観点から」「できるだけ県内企業で施工できるように努め」ということが、ちょっと、片や県外、片や県内、これは

文言の書き方たいな。

○佐藤雅司委員 ちょっと矛盾するですね。

○池田和貴副委員長 13の、例えばこの「県外企業との」というのを外せばよかわけですね。

「県内企業育成のため、JVを活用して技術力・施工能力の向上を図ること。」ということでしょ。ですよ、先生。

○井手順雄委員長 そういう書き方で行こうかね。どぎゃん思うですか、皆さん。

(「はい」「外したほうがいいですね」と呼ぶ者あり)

○池田和貴副委員長 「県外企業との」という表現を外すということによかですかね。

○井手順雄委員長 そうそう。

○重村栄委員 1ついいですか。(案の3)の——これは4ページですね。の「【共通】」のところで、未収金対策連絡会議ということで、各部署ごとにやっていますよね、未収金対策を。未収金対策を各部署ごとで、セクションごとでやっていて、連絡会議をつくって、いろんなノウハウの共有はされているみたいなんです、それが本当に効率的なのか、あるいはその専門の部署をどこかにつくってしたほうが効率的なのか、ちょっと内部的に検討してもらったらいかがかなという感じを持っているんですけども。西岡先生もちょっとそんなことをおっしゃっていましたがね。多分その辺は一回検討する余地はあるんじゃないかなと。部署ごとにやるのがいいか、専門の部署をつくって、そこが全部の未収金対策をやるか、どっちが効率的なのかですね。

○井手順雄委員長 この間、執行部からの、

今後の体制の中で、各振興局を4ブロックか何かに分けるといふ、その中に、そういう未収金対策室というのを、その4ブロックの中に1つつ置くそうですよ。広域本部の中に。

○重村栄委員 共通として。

○井手順雄委員長 共通で。

○重村栄委員 それならよかですね。

○西岡勝成委員 未収金のうちの8割ぐらいは税金らしいですたいね。

で、税務課あたりを中心に置くのか——それは各課に置いとったら、それぞれやっぱり……

○井手順雄委員長 税務課も含めてそういった、いわゆるほかの課の未収金もあわせてそこで徴収するということです。

○重村栄委員 1つのどこかの部署でね。

○井手順雄委員長 部署で。

○重村栄委員 それならいいです。そういうことであれば。

○西岡勝成委員 特にそういう場合は、警察あたりも入れて……。

○井手順雄委員長 そうですね。

○重村栄委員 取りに行った先でおどかさたりすつとすな、高圧的なあれとして。

○西岡勝成委員 そうそう。知恵をな、かりで……。

○井手順雄委員長 そういうのは予定しとらず状況がありますか。その辺は……

○重村栄委員 だったらいいです。それが入ってるんだったらいいです。

○西岡勝成委員 警察官の罰金さえ払わぬやつがおったけんな。

○池田和貴委員 ただ、そこで問題になってくるのが、一括して効率を追求するのもいいんですけども、ただ、徴収のやり過ぎとかという問題があったときに、今までの、その各課が持っていた課題をきちんと情報がそこに移転されて、それを踏まえた上でのやり方をしないと、今度は余りにも強引な徴収方法がどうかという議論も、片一方としては残ると思うんですよね。

で、どちらがいいのかというのはやっぱり検討はしてもらい必要があるとは思いますが。そこはひとつ見ていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。

○重村栄委員 井手先生がさっきおっしゃったように、今考えてあるんだったらもうそれで——あえて書かなくてもいいかなと思います。

○井手順雄委員長 ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

それでは、本日の審査結果を踏まえて、さらに検討の上、次回の委員会で委員長報告(案)を提案するということにいたします。

次に、次回の委員会は、第9回委員会となります。12月4日火曜日、本会議終了後ということであります。

実は、まだ議運があっていませんが、この日が衆議院の公示日でありますので、午前中皆さん方は忙しいのかなという状況の中で、議会開会を午後から行うというような状況に

なり得るところがあります。そうした
場合、例えば午後からという1時から本会
議があつて、終了後直ちにこの委員会を開き
ますというようなことではありますが、どうか
よろしくお願ひしたいというふうに思いま
す。それでよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 それでは、そのようにさ
せていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会
を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前10時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長